



2014年10月31日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 カ ス ミ
代 表 者 代 表 取 締 役 社 長 藤 田 元 宏
(コード番号:8196 東証第一部)
問 合 せ 先 専務取締役上席執行役員 本郷 晴重
(T E L 0 2 9 - 8 5 0 - 1 8 5 0)

臨時株主総会招集のための基準日設定及び定款一部変更に関するお知らせ

当社は、2014年10月31日開催の取締役会において、当社、株式会社マルエツ及びマックスバリュ関東株式会社の間で、共同株式移転（以下「本株式移転」といいます。）の方式により共同持株会社を設立するための株式移転計画書（以下「本株式移転計画」といいます。）を作成しました。これに伴い、同取締役会において、本株式移転計画の承認に係る議案等を付議する臨時株主総会招集のための基準日を設定すること並びに定款の一部変更を決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 臨時株主総会に係る基準日等

2014年12月22日（月曜日）開催予定の臨時株主総会において議決権を行使することができる株主を確定するため、2014年11月17日（月曜日）を基準日と定め、同日の最終の株主名簿に記載または記録された株主をもって、その議決権を行使することができる株主といたします。

- (1) 基準日 2014年11月17日（月曜日）
- (2) 公告予定日 2014年11月1日（土曜日）
- (3) 公告方法 電子公告（当社ホームページに掲載いたします。）
<https://www.kasumi.co.jp/>

2. 臨時株主総会開催予定日及び付議議案について

- (1) 臨時株主総会開催予定日 2014年12月22日（月曜日）
- (2) 付議予定議案
 - 第1号議案 株式移転計画承認の件
 - 第2号議案 定款一部変更の件

3. 定款一部変更について

(1) 定時株主総会の議決権の基準日の削除

当社は、定時株主総会の招集等に関する事務手続きを円滑に実施するため、会社法第124条第3項の規定に基づき、現行定款第13条に定時株主総会の議決権の基準日を定めておりますが、本臨時株主総会において本株式移転の承認に関する議案（以下「本株式移転議案」といいます。）が承認され、本株式移転の効力が発生しますと、当社の株主は共同持株会社1名となり、定時株主総会の基準日に関する規定はその必要性を失うこととなります。そのため、定時株主総会の基準日制度は廃止することとし、現行定款第13条を削除するとともに、この変更に伴い現行定款第14条以下の各条項を1条ずつ繰り上げるものであります。

なお、本定款変更は、本臨時株主総会において本株式移転議案が原案どおりに承認可決されること、2015年2月28日の前日までに本株式移転議案においてご承認いただく本株式移転計画の効力が失われていないこと、及び本株式移転が中止されていないことを条件として、2015年2月28日に効力が生じるものとします。

(2) 定款変更の内容

変更の内容は次のとおりです。

(下線は変更箇所を示しております。)

現行定款	変更案
<u>(定時株主総会の基準日)</u> <u>第13条 当社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年2月末日とする。</u>	(削除)
第14条 ～ (略)	第13条 ～ (略)
第39条	第38条

(3) 日程

定款変更のための臨時株主総会開催予定日 2014年12月22日(月)

定款変更の効力発生日 2015年2月28日(土)

以上